

# 仕様書

## (業務名)

第1条 各務原市学校適正規模・適正配置等計画策定業務委託

## (履行期間)

第2条 契約締結日から令和9年3月23日(火)まで

## (履行場所)

第3条 各務原市教育委員会事務局教育施設整備推進課

## (目的)

第4条 現在、本市の児童生徒は年々減少傾向にあり、加えて学校施設の老朽化が進んでおり、子どもたちにとってより良い教育環境の見直しや整備が求められています。子どもたちが多様な意見に触れながら社会性やコミュニケーション能力を身に付け、互いに切磋琢磨できる学びを展開するためには一定程度の学校規模が必要であり、「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画(令和2年6月策定)」の見直しに併せて、新しい学校や望ましい教育環境の将来像を市民に「見える化」するとともに、市内すべての小中学校を対象とした具体的な学校の再編や建替について「実施計画案」を策定するものである。

## (業務内容)

第5条 本業務の内容は以下のとおりとする。

### 1. 計画概要

本業務の目的を把握し、本仕様書に示す業務内容を確認した上で、「学校適正規模・適正配置等計画案」(以下、「計画案」と示す)を検討する。計画案については、【第1章】学校適正規模・適正配置等の基本計画改定、【第2章】実施計画案検討の構成とする。

### 2. 【第1章】学校適正規模・適正配置等の基本計画改定

#### (1) 将来推計と多面的な実態把握

##### ① 児童生徒数の推移と将来推計

学校別児童生徒数の将来推計を行い、現状と課題についてまとめる。

##### ② 通学区域、学校配置の調査・検討

小学校区・中学校区・自治会区・町丁区等の整合状況の把握・整理するとともに、学校配置と児童分布等の検証、通学路の危険箇所、最も遠い児童等の把握等を行い、通学区域・通学路の状況について実態・課題を明確化する。

##### ③ 学校を取り巻く現状と課題

上位・関連計画の整理や地域の人口変化・状況(開発状況、ハザード等)の把握、学校に係る全体コストの把握等を基に、学校を取り巻く現状と課題を明確化する。

##### ④ 学校施設の長寿命化計画に伴う状況整理

各務原市学校教育系施設個別施設計画(以下、「個別施設計画」と示す)を基に学校施設の実態把握(整備状況、劣化状況、整備レベル、更新費用等)を行うとともに、個別施設計画策定以降の取組状況についてもあわせて整理し、実態・課題を明確化する。なお、個別施設計画については、本業務とは別に令和7年度に見直しを行う予定である。

- ⑤ 学校施設・運営面での教育課題の整理  
学校プール、学校給食調理場等に係る実態把握や少人数教育、特別支援教育の状況、コミュニティスクールの実施状況、ICT化・DX化の状況等、適正規模・適正配置の方針に関係する他の項目についても整理し、現状と課題を明確化する。
- (2) **実態・課題のまとめ、改善の方向性の検討、再編対象校の決定**  
「(1) 将来推計と多面的な実態把握」を基に、実態・課題をまとめ、改善の方向性を検討し、適正規模・適正配置等の基本計画の基本的な考え方の補強すべき内容を明確化する。合わせて、学校再編の目的を市民等へ伝わりやすくするため、これからの学校像、望ましい学習環境の「見える化」を行い、再編対象校を決定する。
- (3) **学校適正規模・適正配置等の基本計画改定**  
上記(1)・(2)を基に、適正規模・適正配置の基本計画を改定する。あわせて、見える化資料として「概要版」を作成する。
- (4) **検討委員会の運営支援**  
発注者が設置する「各務原市学校適正規模・適正配置等検討委員会」(4~5回程度)の運営支援は次の通りとする。
  - ① 委員会の同席(※本業務の主担当者を含むこと)
  - ② 委員会資料やプレゼンテーション資料、議事概要(要約議事録のほか、A4一枚程度に要点をまとめた広報資料)の作成
- (5) **市民説明会、パブリックコメント等の実施支援**  
委員会で検討した内容について令和8年2月ごろまでにまとめ、市民説明会(中学校区毎に1回、計8回程度)、パブリックコメントを実施し、令和8年5月ごろに中間答申予定。実施支援は次の通りとする。
  - ① 市民説明会の出席(※本業務の主担当者を含むこと)
  - ② 説明会資料やプレゼンテーション資料の作成、寄せられた意見の取りまとめ、意見に対する回答案の作成
 なお、パブリックコメント実施前後の答申案については検討委員会に諮る必要があるため、状況によっては追加で検討委員会を開催する場合がある。
- (6) **打合せ協議**  
本業務における事務局協議は、発注者と受注者の協議の上、適宜実施するものとする。打合せは対面打合せのほか、WEB会議等も可能とする。

### 3. 【第2章】実施計画案検討

- (1) **学校再編案の作成**
  - ① 市内すべての小中学校について再編の方向性を検討し、市内全体としての再編案を複数検討する。
  - ② 複数案のコスト及び効果等を検証する。
- (2) **学校再編・学校建替スケジュール等の検討**  
施設の老朽化状況や敷地状況等を踏まえながら現地建替や移転建替といった建替手法を検討し、学校再編案と共に再編・建替スケジュールの検討やコスト及び効果等を検証する。その際に、直近10年の事業計画と40年間の事業計画(すべての小中学校のロードマップ)を作成する。
- (3) **実施計画案のとりまとめ**  
上記(1)・(2)を基に、実施計画案としてとりまとめる。
- (4) **検討委員会の運営支援**  
発注者が設置する「各務原市学校適正規模・適正配置等検討委員会」(3~4回程度)

の運営支援は次の通りとする。

- ① 委員会の同席（※主に本業務の担当者）
- ② 委員会・プレゼンテーション資料、議事概要（要約議事録のほか、A4一枚程度に要点をまとめた広報資料）の作成

**（５）市民説明会、パブリックコメント等の実施支援**

委員会で検討した内容について令和８年８月ごろまでにまとめ、市民説明会（中学校区毎に１回、計８回程度）、パブリックコメントを実施し、令和８年１１月ごろに最終答申予定。支援内容は次の通りとする。

- ① 市民説明会の出席（※本業務の主担当者を含むこと）
- ② 説明会資料やプレゼンテーション資料の作成、寄せられた意見の取りまとめ、意見に対する回答案の作成

なお、パブリックコメント実施前後の答申案については検討委員会に諮る必要があるため、状況によって追加で検討委員会を開催する場合がある。

**（６）打合せ協議**

本業務における事務局協議は、発注者と受注者の協議の上、適宜実施するものとする。打合せは対面打合せのほか、WEB会議等も可能とする。

**（適用基準等）**

**第６条** 本業務は以下にあげる最新のものを適用する。受注者は業務の実施内容が下記の指針及び各種法令等に適合するよう業務を実施しなければならない。

- ・各務原市総合計画
- ・各務原市教育大綱
- ・各務原市教育振興基本計画（各務原市教育ビジョン）
- ・各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画
- ・各務原市学校建替基本方針
- ・各務原市公共施設等総合管理計画
- ・各務原市学校教育系施設個別施設計画
- ・各務原市都市計画マスタープラン
- ・各務原市立地適正化計画
- ・その他関係法令等

**（実施計画）**

**第７条** 受注者は、契約後速やかに業務計画書、着手届、工程表、管理技術者、担当技術者、照査技術者届等を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

**（協議）**

**第８条** 受注者は、本業務の実施にあたり、監督員と綿密な連絡、協議を行い、疑義が生じたときは、監督員の指示を受けるものとする。

**（工程管理）**

**第９条** 受注者は、業務計画書に基づき、業務の進捗状況について随時監督員に報告し、適切な工程管理に努めなければならない。特に、２回行われる答申予定に配慮すること。

**（責務）**

**第１０条** 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。これらの資料の内容及び調査の成果は、外部へ情報を漏洩することがあってはならない。なお、発注者が

提供する資料について、破損や紛失などを生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、指示に従うこと。

**(疑義)**

**第11条** 本仕様書に明示なき事項、又は疑義を生じた場合は、監督員と協議の上、指示を受けるものとする。

**(現地調査)**

**第12条** 本業務の実施にあたり、現地調査が必要となる場合は、監督員の承諾を得て行うものとし、調査者の身分を明らかにして、土地所有者や管理者と無用の軋轢を生じることがないように十分注意をしなければならない。

**(検査)**

**第13条** 受注者は、業務完了時には、成果品を整え速やかに発注者の検査を受けなければならない。

**(契約代金の支払時期及び方法)**

**第14条** 契約金額の支払方法は、年度毎の分割払いとし、業務完了後に完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。なお、令和7年度に契約額の10分の3(千円未満切り捨て)を支払い、残りの額を令和8年度に支払うものとする。ただし、令和7年度の出来高が業務全体の10分の3に満たない場合は、出来高に応じた額を支払うものとする。詳細については「別記内訳書」を参照すること。

**(成果品)**

**第15条** 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) 各務原市学校適正規模・適正配置等計画案 本編(基本計画及び実施計画案)  
(簡易製本) A4版50部
- (2) 各務原市学校適正規模・適正配置等の基本計画 概要版(簡易製本)  
A4版50部
- (3) 各務原市学校適正規模・適正配置等の基本計画 報告書 正・副2部
- (4) 各務原市学校適正規模・適正配置等の実施計画案 報告書 正・副2部
- (5) 上記報告書及び関連データ 1式

**(その他)**

**第16条** 受注者は契約の履行にあたって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

詳細については、教育委員会事務局教育施設整備推進室職員と協議しその指示に従うこと。

以上